

# 記入例

この報告書により、農地所有適格法人の4つの要件（農地法第2条第3項）を満たしているか確認します。

様式例第5号の1

## 農地所有適格法人報告書

（自 令和〇年4月1日  
至 令和△年3月31日）

法人の事業年度を記入

令和△年5月15日

十和田市農業委員会会長 宛

事業所所在地 十和田市〇〇〇 〇〇番地

名称 株式会社 〇〇〇〇

代表者印は不要

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

電話番号 0176-〇〇-〇〇〇〇

### 要件1 法人形態要件

下記のとおり農地法第6条

法人形態が次の①～③のいずれかに当てはまるか

①農事組合法人 ②持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）

③株式会社（譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている株式会社（株式譲渡制限会社）に限る）（有限会社含む）

### 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社 〇〇〇〇		
主たる事務所の所在地	十和田市〇〇〇 〇〇番地		
経営面積（ha）	所有農地の有無	有	無
	田	20.0 ha	
	畑	0.5 ha	
	採草放牧地		
	株式会社		

法人の所有農地、利用権設定農地面積の合計を記入。農作業を受託した農地の面積は含まない

どちらかを丸で囲む。  
「有」の場合は市町村名を記入

※ 十和田市以外に経営農地【有（〇〇市）・無】

### 2 農地法第2条第3項第1

#### (1) 事業の種類

### 要件2 事業要件

直近3年で農業（農業関連事業を含む）の売上高が総売上高の半分以上を超えるか

売上の半分以上を占めるものを記載。ない場合は売上の多いほうから3つを記載

事業の種類	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
事業の種類	米、大豆、野菜等	作業受託、農産物の製造・加工、販売等	農業以外の事業がないときは記入不要
翌事業年度の計画	米、大豆、野菜等	作業受託、農産物の製造・加工、販売等	除雪等

翌事業年度の計画は農地を所有する農地所有適格法人の場合のみ記載

関連事業等の例は最終ページの記載要領の1を参照

年度	農業	左記農業以外の事業
昨年の報告書と同額	28,765,432円	
昨年の報告書と同額	29,876,543円	
今回の決算額	30,234,567円	123,456円
翌事業年度の計画	30,000,000円	120,000円
今後1年間の見込み		

### 要件3 議決権要件

構成員（農事組合法人では組員、株式会社では株主、有限会社・持分会社では社員）のうち農業関係者（次の①～⑦）の数またはその議決権の数の合計が全体の半分以上を超過しているか

- ①法人に農地を提供した個人
- ②農地中間管理機構を通して法人に農地を貸し付けている個人
- ③法人の農業常時従事者
- ④法人に基幹的な農作業を委託した個人
- ⑤農地中間管理機構、農協など
- ⑥法人に農林漁業法人等投資育成事業に係る投資を行った承認会社（地方公共団体、農協、農協連合会、農林中央金庫、日本政策金融公庫が議決権の過半数を有するものに限る）（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第10条）  
例：アグリビジネス投資育成株式会社
- ⑦農業経営改善計画に基づき認定農業者である法人に出資した関連事業者等（農地所有適格法人に限る）（農業経営基盤強化促進法第14条、同法基本要綱別紙3）

### 3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体

住所、国籍等は農地を所有する農地所有適格法人で、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る

氏名又は名称	事務所の所在地	国籍等	格又は特別永住者	議決権の数	農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
〇〇〇〇	十和田市〇〇	日本		25	賃借権	10,000			
〇〇〇〇	十和田市〇〇	日本		25	賃借権(中)	5,000	60	50	
〇〇〇〇	十和田市〇〇	日本		10			150		
〇〇〇〇	十和田市〇〇	日本		10			150	150	
〇〇〇〇	十和田市〇〇	アメリカ合衆国	永住者	10					耕起、田植等
JA〇〇〇	十和田市〇〇	日本		10					

要件①の記入例  
「所有権」「賃借権」「使用貸借権」等

要件②の記入例

要件④の記入例

要件⑤の記入例

議決権の数の合計	90
農業関係者の議決権の割合	75%

上の表の「議決権の数」(持分会社の場合は「人数」)の合計

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：530日

上の表の「農業への年間従事日数」の合計

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

要件①～⑦に該当しない構成員を記載		住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
〇〇	〇〇	十和田市〇〇	日本		20
〇〇	〇〇	十和田市〇〇	日本		10

議決権の数の合計

30

農業関係者以外の者の議決権の割合

25%

上の表の「議決権の数」(持分会社の場合は「人数」)の合計

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

#### 要件4 役員要件

役員(農事組合法人では理事、株式会社・有限会社では取締役、持分会社では業務を執行する社員)の状況が次の両方に当てはまるか

- ① 役員の過半の者が、法人の行う農業(関連事業等を含む)に原則年間150日以上従事する構成員\*であること
- ② 役員または重要な使用人のうち1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業(耕作等に直接必要な作業のこと。帳簿の記帳事務、集金等は含まない)に原則年間60日以上従事すること

\*農業経営改善計画に基づき法人に出資した関連事業者等(認定農業者かつ農地所有適格法人であり、法人の総議決権の過半を占める者に限る)の役員(当該関連事業者等の株主で、その行う農業に常時従事する者に限る)が、法人の役員を兼ね、その行う農業に年間30日以上従事する場合は、その者も含める。(農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項第3号、同法基本要綱別紙3)

#### 4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年 度の計画
〇〇 〇	〇〇〇〇〇	日本		代表取締役	180	180	50	50
〇 〇〇	〇〇〇〇〇	日本		取締役	150	150	150	150
〇〇 〇	〇〇〇〇〇	フランス	日本人の 配偶者等	取締役	100	100	30	30

60日以上(原則)の役員が1人以上いるか

150日以上(原則)の構成員の数が、役員の半数より多いか(例)役員数3人 → 2人が150日以上の構成員

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年 度の計画
<p>法人の行う農業に必要な農作業に原則年間60日以上従事している役員がいない場合 であって、重要な使用人*がいる場合は記入してください。</p> <p>※法人の行う農業（関連事業等を含む）に関する権限や責任を持ち、地域との調整役として責任をもって 対応でき、農作業に原則年間60日以上従事する使用人（例）農場長、農業部門の部長</p>								

2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

（記載要領）

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

- (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
  - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
  - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
  - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
  - エ 農業生産に必要な資材の製造
  - オ 農作業の受託
  - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
- (2) 農業と併せ行う林業
- (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

農業の関連事業等の例

- 2 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3 (1) 農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。  
ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

## 注意

報告書の提出にあたっては、**毎回必ず** 次の書類を添付してください（農地法施行規則第58条第2項）

### ①定款の写し

### ②農事組合法人の場合は、組員名簿<sup>\*</sup>の写し

※主たる事務所に備え置くことが義務付けられている、各組員について次に掲げる事項を記載・記録したもの ①氏名又は名称及び住所、②加入の年月日及び組員たる資格の別、等（農業協同組合法第27条）

### ③株式会社の場合は、株主名簿<sup>\*</sup>の写し

※本店等に備え置くことが義務付けられている、各株主について次に掲げる事項を記載・記録したもの ①氏名又は名称及び住所、②有する株式の数、③株式を取得した日、等（会社法第121・125条）

### ④有限会社の場合は、株主名簿または社員名簿<sup>\*</sup>の写し

※本店に備え置くことが義務付けられている、各社員について次に掲げる事項を記載・記録したもの ①氏名及び住所、②出資の口数（旧有限会社法第28条、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条）

### ⑤構成員のうち、法人に農林漁業法人等投資育成事業に係る投資を行った承認会社がある場合は、その株主名簿の写し及び農林水産大臣の承認を受けた農林漁業法人等投資育成事業に関する計画の写し（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第3条）

### ⑥構成員のうち、農業経営改善計画に基づき認定農業者である法人に出資した関連事業者等がある場合は、市町村の認定を受けた農業経営改善計画の写し（農業経営基盤強化促進法第12条）

※場合により、その他の参考資料の提出を求めることがあります。（例：損益計算書、出勤記録、総会議事録等の写し等）